

投資に関する2013年10月3日付
モンゴル国法律〔仮訳〕
2016年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 投資に係る法的一般保証
- 第3章 投資の分野
- 第4章 投資の支援
- 第5章 投資環境の安定化
- 第6章 外国国家の所有を伴う法人の投資の実行

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、モンゴル国の領域において投資に係る適法な権利又は利益を保護し、投資に係る法的一般保証を確定し、投資を支援し、税務環境を安定化させ、投資についての国家機関の権限の範囲並びに投資家の権利及び義務を明確化し、かつ、投資と関連するその他の関係を調整することに存する。

第2条 投資に関する法令

- 1 投資に関する法令は、モンゴル国憲法、租税一般法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 法的術語の定義

- 1 この法律において用いる次の術語は、次の意義によりこれを理解する。
 - (1) 「投資」とは、モンゴル国の領域において営利のための活動を展開する者が出資に投入し、財務諸表に表示した有形又は無形の財産をいう。
 - (2) 「投資家」とは、モンゴル国において投資を行った外国又は内国の投資家をいう。
 - (3) 「外国投資家」とは、モンゴル国において投資を行っている外国の法人及び個人（モンゴル国に恒久的に居住していない外国の国民又は無国籍者及び外国に恒久的に居住しているモンゴル国の国民）をいう。
 - (4) 「内国投資家」とは、モンゴル国において投資を行っているモンゴル国において登記を有する法人及び個人（モンゴル国の国民、モンゴル国に恒久的に居住している外国の国民又は無国籍者）をいう。
 - (5) 「外国投資を伴う経済単位」とは、モンゴル国法令に従い設立され、法人の発行済株式総数の25パーセント以上を外国投資家が保有しており、かつ、外国投

資家それぞれの投入した投資の規模が 10 万米ドル又はそれと等しい規模のトゥグルグを上回っている経済単位をいう。

- (6) 「外国法人代表事務所」とは、委任に基づいて代表活動を展開する目的をもって外国の法人がモンゴル国において設立した法人格を有しないものをいう。
- (7) 「税務環境」とは、法律所定の租税の種類及びそれらの金額を明確化し、賦課し、及び納付する法的調整構造をいう。
- (8) 「税率及び税額の安定化」とは、この法律所定の税率及び税額を安定化させる証書の有効期間において第 13 条第 4 項の定めに従い増加することなく従前どおり保護し、又は低下させることをいう。
- (9) 「税率及び税額の安定化証書」とは、第 16 条第 1 項所定の基準を満たした投資家である法人に対しこの法律所定の租税又は納付金の率及び金額を安定化させる目的をもって権限を有する機関が授与する証書（以下「安定化証書」という。）をいう。
- (10) 「安定化証書保有者」とは、この法律の定めに従い安定化証書を取得し、モンゴル国において登記を有する法人をいう。
- (11) 「外国国家の所有を伴う法人」とは、発行済株式総数の 50 パーセント以上を外国国家が直接に、又は間接に保有している法人をいう。
- (12) 「共同利害関係人」とは、会社に関する法律第 99 条第 1 項所定の者をいう。

第 4 条 法律の適用範囲

- 1 この法律は、モンゴル国の領域において、外国又は内国投資家の行っている投資に対し適用する。
- 2 投資家は、モンゴル国の法令により禁止する以外の分野、生産又は役務に投資を行うことができる。
- 3 外国国家の所有を伴う法人は、第 21 条第 1 項の定めに従い認可証を取得した場合には、投資を行うことができる。
- 4 外国又は内国投資家は、会社に関する法律、法人の国家登記に関する法律及び関連するその他の法令に従い国家登記において登記を受けたことによりモンゴル国において活動に従事する。
- 5 国家又は地方所有財産により物品、業務又は役務を購入することに関する法律の定めに従い国家機関又は公務所に国家又は地方予算から行う投資には、この法律は、これを適用しない。
- 6 国際機関若しくは非国家機関又は個人所有を伴う経済単位が民事取引条件なくして与える贈与又は無償援助には、この法律は、これを適用しない。
- 7 核エネルギー分野への投資に係る契約の締結には、第 20 条は、これを適用せず、かつ、当該関係は、核エネルギーに関する法律によりこれを調整する。

第 5 条 投資の形式

- 1 投資は、モンゴル国において次の形式によりこれを行う。
 - (1) 投資家が単独で、又は他の投資家と共同で経済単位を設立する形式
 - (2) 投資家が株式、債券その他の種類の有価証券を購入する形式
 - (3) 会社を吸収合併し、又は新設合併する方式により投資を行う形式
 - (4) コンセッション、生産物分与、マーケティング、マネジメントその他の契約を締結する形式
 - (5) ファイナンス・リース（リーシング）又はフランチャイズ形式の投資を行う形式
 - (6) 法律により禁止していないその他の投資形式

第2章 投資に係る法的一般保証

第6条 投資に係る法的一般保証

- 1 投資家は、投資を支援する租税又は非租税支援を享受する権利を有する。
- 2 国は、この法律の定めに従い投資家に対し安定化証書を授与する方式により税率及び税額を安定化させ、又は投資家と投資契約を締結する方式により税務環境を安定的に維持する旨の保証を授与する。
- 3 投資家の財産をモンゴル国の領域において不法に没収することは、これを禁止する。
- 4 投資家の財産は、公共利益のためにのみ、かつ、法律所定の手続に従い全額をもって補償する条件によってのみこれを収用することができる。
- 5 モンゴル国の国際条約に別段の定めのある場合を除き、前項の定めに従い収用した財産の補償金は、当該財産を収用した際の、又はその旨を投資家若しくは社会に対し通知する際の市場評価により算定し、価額とともにこれを支払う。
- 6 モンゴル国は、投資家の所有にある知的財産権を法律の定めに従い保護する。
- 7 投資家は、モンゴル国の領域において納税義務を全部履行したことに基づいて、次に掲げる自己に分配される財産及び収益を外国へ障害を受けることなく送付する権利を有する。
 - (1) 活動から取得した利益及び分配利益
 - (2) 知的財産を他人に使用させた権利のロイヤリティ又は業務を履行し、若しくは役務を提供した対価
 - (3) 外国から供与されたローンの元本及び利息
 - (4) 経済単位の解散後に自己に分配される財産
 - (5) 法律の範囲において取得し、又は所有しているその他の財産
- 8 投資家は、前項所定の財産及び収益を現金資産形式により外国へ送付するのにおいて自己が選択した国際的に自由に兌換する外国通貨に兌換して移転する権利を有する。
- 9 法律又はモンゴル国の国際条約に別段の定めのある場合を除き、投資家は、国家机关と締結した契約に係る関係から生じた紛争を当事者双方が相互に合意したところに従い外国又は内国の仲裁人を指定して解決させる権利を有する。

10 (失効)

第7条 投資家の権利及び義務

- 1 投資家は、次の一般的権利を有する。
 - (1) 投資を行い、投資を行う形式及び規模並びに投資を行う場所又は地域等を独自に選定し、関連する決定を独立して単独で発出する権利
 - (2) 1つ以上の分野、プロジェクト、生産又は活動に投資を行う権利
 - (3) 投資プロジェクトを実行する業務範囲において外国から物品、業務若しくは役務を輸入し、又は生産した製品、業務若しくは役務を輸出する権利
 - (4) モンゴル国に登記を有する銀行又は非銀行金融機関を通じて外国の通貨との売買等により自己の外国通貨の需要を満たす権利
 - (5) 財産を処分し、適法な収益又は利益を外国に移転し、又は外国から移転して取得する権利
 - (6) 投資を伴う経済単位を指導管理し、若しくは指導管理に参加し、又は関連する法令に従い他人に権利若しくは義務を移転する権利
 - (7) 資金供与、ローン、援助、土地又は自然資源を利用する申請を提出し、申請を

決定させる権利

- (8) 国の役務を平等に取得する権利
 - (9) 法律所定のその他の権利
- 2 投資家は、モンゴル国の法令に従い活動を展開する基本的義務のほか、次の一般的義務を有する。
- (1) 生産している物品又は提供している業務若しくは役務が国家基準及び国際基準に適合している義務
 - (2) 会計記帳を国際基準に従い処理する義務
 - (3) 税務機関又は情報を必要とするその他の国家機関に権限を行使する可能性を具備させ、必要なデータ又は情報により所定の期間に保障する義務
 - (4) 投資活動が消費者の権益を尊重し、自然環境にフレンドリーであり、人の発展を支える義務
 - (5) 法令の定めに従い従業員の健康及び社会保険料を納付する義務
 - (6) 従業員の知識、経験若しくは専門的能力を向上させ、又は指導管理若しくはマネジメントの方式を改善させるのに留意し、会社の指導管理に係る良好なガバナンス原則を浸透させる義務
 - (7) モンゴル国民の民族的伝統及び風俗を尊重する義務
 - (8) 安定化契約保有者である法人が第 16 条第 2 項の定めにより投資を行う義務
 - (9) 法令所定のその他の義務

第 3 章 投資の分野

第 8 条 (削除)

第 9 条 投資に係る事項を所管する国家機構の権限及び職責

- 1 投資を誘致し、投資環境を宣伝し、又は投資家に役務を提供する等の基本的職責は、投資に係る事項を所管する国家行政機関がこれを執行する。
- 2 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、次の権限及び職責を有する。
 - (1) 投資に関する法令の実施を確保し、又は監督を行うこと。
 - (2) 投資に係る政策、投資に供与する支援又は措置の分野における提案を立案し、政府に紹介し、決定させること。
 - (3) 第 21 条第 1 項所定の認可を授与すること。
 - (4) 中央銀行、就業、租税、関税、社会保険、登記、外国国民又は国籍に係る事項を所管する国家行政機関から投資と関連する次の情報を半年又は 1 年ごとに発表させ、投資に係る統計情報を発表すること。
 - (a) 投資のソース及び規模
 - (b) 納税
 - (c) 業務職位数
 - (d) 外国国民の居住許可
 - (e) 外国投資を伴う経済単位数
 - (f) 物品又は役務の輸入により行った投資の規模
 - (5) 投資を誘致する総体的活動を実行すること。
 - (6) 投資家の適法な権益を保護する方向に沿った支援又は役務を提供すること。
 - (7) 投資の分野における法的環境又は内国市場の適切な条件を投資家に対し宣伝すること。
 - (8) 投資家に対し投資計画の実行において支援を供与すること。
 - (9) 投資と関連して国のその他の役務の分野においてコンサルティング又は電子ワ

- ン・ストップ・サービスを供与すること。
- (10) 第 16 条所定の基準を満たした投資家に安定化証書を授与すること。
 - (11) 安定化証書保有者である法人の投資活動がプロジェクト・ビジネス計画、フイージビリティ・スタディ又は第 16 条第 2 項所定の投資を行って終了する期間に従い実行されている状況について監督を行うこと。
 - (12) 前号所定の基本的職責を執行する目的のため、安定化証書保有者である法人の財務諸表を税務に係る事項を所管する国家行政機関から、必要のある場合には、当該法人からそれぞれ提出させて取得すること。
 - (13) 安定化証書保有者の国家登記を管掌すること。
 - (14) 投資を安定的に継続させることについて支援を供与すること。
- 3 前項第(6)号所定の事項について結論を下す基本的職責を有する定員外の会議を投資に係る事項を所管する政府の成員の決定により設立して活動させる。
- 4 前項所定の会議の構成及び活動手続は、投資に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。
- 5 第 3 項所定の会議の構成には、投資家の権益を保護する代表を参加させる。

第 4 章 投資の支援

第 10 条 投資の支援の形式

1 投資家に授与する投資の支援は、租税及び非租税支援によりこれを構成する。

第 11 条 租税に係る投資の支援

1 投資家に対しては、次の形式により租税支援を供与する。

- (1) 租税の免除
- (2) 租税の軽減の供与
- (3) 課税所得から控除される減価償却費を加速する方法による算定
- (4) 課税所得から控除される欠損金の将来における繰越算定
- (5) 業務トレーニング費用の課税所得からの控除算定

2 次の場合には、輸入した技術又は設備について建築・据付け業務期間において関税を免除し、付加価値税を「0」までの税率又は金額により賦課することができる。

- (1) 建築材料、石油又は農業に係る加工工場又は輸出製品に係る工場を建設する場合
- (2) ナノ、バイオ又はイノベーション技術を含む製品に係る工場を建設する場合
- (3) エネルギーに係る工場又は鉄道を建設する場合

3 投資家に供与する前二項所定の支援は、租税に関する法令によりこれを調整する。

第 12 条 非租税に係る投資の支援

1 投資家に対する非租税に係る投資の支援は、次の形式によりこれを供与することができる。

- (1) 土地を 60 年までの契約に基づいて占有し、又は使用し、当該期間を契約の当初の条件により 40 年までの期間で 1 回延長すること。
- (2) 自由地区又は生産及び技術パークにおいて活動を展開する投資家に支援を供与し、登記又は検査による通過に係る優遇規制により対応すること。
- (3) インフラストラクチャー、生産、科学研究若しくは教育分野の建設プロジェクトを実行することに対し支援を供与し、外国から受け入れる労働力若しくは専門家の数若しくは範囲を増加させ、業務職位に係る納付金を免除し、又は関連する認可を優遇規則により授与すること。
- (4) イノベーション・プロジェクトに資金供与するのに支援を供与し、又は輸出志

向型イノベーション製品の生産に係る資金供与に対し身元保証を発行すること。
(5) モンゴル国において投資を行った外国投資家及びその家族に対しては、モンゴル国へ旅行する数次出入ビザ又は恒久的に居住する許可を関連する法令に従い授与すること。

(6) 法律所定のその他の支援

2 非租税に係る投資の支援は、土地に関する法律、自由地区に関する法律、生産及び技術パークの法的地位に関する法律、イノベーションに関する法律、労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する法律その他の関連する法令によりこれを調整する。

第5章 投資環境の安定化

第13条 税率及び税額の安定化

- 1 第5項所定の者に対し安定化証書を授与する方式により、投資プロジェクトを実行する法人の納付する税率及び税額は、これを安定化させる。
- 2 安定化証書は、授与した日から発効し、かつ、当該証書が有効である期間において税率及び税額を安定化させる。
- 3 第4条第7項所定以外の場合には、税率及び税額を安定化させる事項は、この法律及びこの法律所定の投資契約によりこれを調整する。
- 4 安定化証書が有効である期間において、租税法令に次条第1項所定の税率又は税額を低下させる変更が導入された場合には、安定化証書保有者である法人は、当該変更の適用を受けるが、増加させる変更が導入された場合には、当該変更の適用を受けない。
- 5 投資プロジェクトを実行する組織形式に応じて、安定化証書は、これを次の者に授与する。
 - (1) 投資プロジェクトを1名の法人が単独で実行する場合には、安定化証書は、当該法人にこれを授与する。
 - (2) 投資プロジェクトを相互に関連のある2名以上の法人が実行する場合には、安定化証書は、それらの親会社にこれを授与する。
- 6 たばこ又はアルコール飲料を生産し、輸入し、又は販売する活動については、税率及び税額を安定化させない。

第14条 安定化させる租税の種類

- 1 安定化証書により次の租税、税率及び税額を証書の有効期間において安定化させる。
 - (1) 経済単位の所得税
 - (2) 関税
 - (3) 付加価値税
 - (4) 鉱物埋蔵物の利用の対価
- 2 鉱物の基本鉱床を利用するために授与した前項第(4)号所定の租税の安定化には、派生鉱床から採掘した鉱物の製品に課すべき鉱物埋蔵物の対価は、含まれない。

第15条 安定化証書

- 1 安定化証書の様式は、投資に係る事項を所管する国家行政機関の長がこれを承認する。
- 2 安定化証書には、次の情報を表示する。
 - (1) 安定化証書保有者である法人の固有の名称及び住所
 - (2) 安定化証書の国家登記番号及び登記簿番号

- (3) 第13条第5項第(2)号所定の法人の固有の名称、国家登記番号及び登記簿番号
- (4) 実行する投資プロジェクトの名称
- (5) 安定化証書の年月日及び有効期間
- (6) 前条第1項所定の租税、税率及び税額

- 3 安定化証書を他人に売却し、担保とし、又は贈与することは、これを禁止する。
- 4 安定化証書保有者である法人が吸収合併、新設合併又は組織再編の形式により変更して組織される場合において、次の要件を満たしたときは、安定化証書は、新たに形成され、又は資格を承継した法人に移転する。
 - (1) 法人が投資プロジェクトを継続して実行すること。
 - (2) 投資プロジェクトが次条第1項所定の基準を満たしていること。

第16条 安定化証書を授与する基準及び期間

- 1 投資家である法人がモンゴル国において実行するプロジェクトが次の基準をすべて満たした場合には、安定化証書を授与する。
 - (1) ビジネス計画又はフィージビリティ・スタディ所定の投資の総額が次項及び第3項所定の金額に到達すること。
 - (2) 法律に定めた場合には、自然環境に影響を及ぼす状況の一般的評価を行ったこと。
 - (3) 安定的業務職位を生じさせること。
 - (4) 先進的技術又は技術を移転すること。
- 2 安定化証書は、次の分野において次の期間をもってこれを授与する。
 - (1) 鉱山の開発・採掘、重工業及びインフラストラクチャーの分野

投資額(10億トゥグルグ)	安定化証書を授与する期間(年による)					投資を行って終了する期間(年による)
	ウランバートル地方	中央地方(ゴビスンベル、ドルノゴビ、ドンダルハンオール、ウムヌゴビ、セレンゲ及びトゥブ)	ハンガイ地方(アルハンガイ、バヤンホンゴル、ボルガン、オルホン、ウブルハンガイ及びフブスグル)	東部地方(ドルノド、スフバートル及びヘンティ)	西部地方(バヤンウルギー、ゴビアルタイ、ザブハン、オブス及びホブド)	
30 ないし 100 まで	5	6	6	7	8	2
100 ないし 300 まで	8	9	9	10	11	3
300 ないし 500 まで	10	11	11	12	13	4
500 超	15	16	16	17	18	5

- (2) 前号所定以外の分野

投資額 (10億トゥグルグ)					安定化証書を授与する期間 (年による)	投資を行って終了する期間 (年による)
ウランバートル地方	中央地方 (ゴビスンベル、ドルノゴビ、ドンゴビ、ダルハンオール、ウムヌゴビ、セレンゲ及びトゥブ)	ハンガイ地方 (アルハンガイ、バヤンホンゴル、ボルガン、オルホン、ウブルハンガイ及びフブスグル)	東部地方 (ドルノド、スフバートル及びヘンティ)	西部地方 (バヤンウルギ、ゴビアルタイ、ザブハン、オブス及びホブド)		
10 ないし 30 まで	5 ないし 15	4 ないし 12	3 ないし 10	2 ないし 8	5	2
30 ないし 100 まで	15 ないし 50	12 ないし 40	10 ないし 30	8 ないし 25	8	3
100 ないし 200 まで	50 ないし 100	40 ないし 80	30 ないし 60	25 ないし 50	10	4
200 超	100 超	80 超	60 超	50 超	15	5

- 3 次のプロジェクトを実行する投資家に対しては、前項所定の期間を 1.5 倍延長して安定化証書の期間を算定し授与する。
- (1) 国の社会及び経済の長期にわたる安定的発展に特別な意義のある輸入代替製品又は輸出製品を生産し、フィージビリティ・スタディが承認された日の中央銀行の公式レートによる 5000 億トゥグルグを超える規模の投資を行うことを見積り、建設業務に 3 年超が要求されるプロジェクトであって、位置及び分野を考慮しないもの
- (2) 第 1 項所定の基準を満たした投資家である法人が付加価値を吸収した加工生産に従事し、国産品を輸出に供するもの
- 4 投資を行って終了する期間は、安定化証書を授与した日からこれを起算する。
- 5 安定化証書保有者である法人は、第 2 項所定の投資を行って終了する期間を選択する申請を投資に係る事項を所管する国家行政機関に提出することができ、かつ、当該申請を根拠があると認める場合には、当該期間を 2 年までをもって延長することができる。

第 17 条 安定化証書の取得に関する申請の提出

- 1 前条第 1 項所定の基準を満たした投資家である法人は、安定化証書を取得する申請を投資に係る事項を所管する国家行政機関に提出する。
- 2 安定化証書を取得する申請には、次の文書を添付する。
- (1) 前条第 1 項の基準を満たしたことに関する申請人である法人の声明
- (2) 申請人である法人の紹介書及び国家登記証書並びに法律に定める場合には、権限を有する機関の授与した特別認可証その他の資格証書の写し
- (3) 先進的技術又は技術を移転する分野の説明書
- (4) 法律に定める場合には、自然環境に影響を及ぼす状況の一般的評価

- (5) プロジェクトの投資額が 100 億トゥグルグまでである場合にはビジネス計画又は 100 億トゥグルグを超える場合にはフィージビリティ・スタディ

第 18 条 安定化証書の授与

- 1 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、安定化証書を取得する申請及び関連する文書を受理した後 30 日以内に法律所定の基準に基づいて安定化証書を取得する申請を授与するか否かを第 9 条第 3 項所定の会議の結論に基づいて決定する。必要があると認める場合には、期間を 15 日延長することができる。
- 2 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、安定化証書を授与する旨を決定した場合には、安定化証書に関連する記録を行い、証書をプロジェクト実行者であるモンゴル国に登記を有する法人に授与する。
- 3 投資プロジェクトが第 16 条第 1 項所定の基準を満たさず、又は文書の具備が欠けている場合には、投資に係る事項を所管する国家行政機関は、関連する根拠を付した証書授与拒絶回答を第 1 項所定の期間に書面により投資家に送付する。
- 4 第 15 条第 2 項所定の情報に変更が生じたその都度、安定化証書保有者である法人の申請に基づいて、投資に係る事項を所管する国家行政機関は、安定化証書に変更を導入する。

第 19 条 安定化証書の失効

- 1 安定化証書は、次の事由により、投資に係る事項を所管する国家行政機関の決定によりこれを失効させる。
 - (1) 安定化証書の有効期間が終了したこと。
 - (2) 安定化証書保有者である法人が申請を提出し、又は解散されたこと。
 - (3) 安定化証書保有者がモンゴル国に投入した財産の全部をモンゴル国の領域から引き上げて移転したこと。
 - (4) 安定化証書保有者である法人が不法に文書を作成して安定化証書を取得したことが確定されたこと。
 - (5) 資格承継人が第 15 条第 4 項所定の要求を満たさないこと。
 - (6) 第 15 条第 3 項に違反したこと。
 - (7) 外国国家の所有を伴う法人が第 21 条第 1 項所定の認可を取得しなかったことが確定されたこと。
 - (8) 安定化証書保有者が第 16 条第 2 項所定の期間に投資をしなかったこと。
 - (9) 安定化証書保有者が投資契約を締結したこと。
- 2 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、第 1 項所定の事由により安定化証書を失効させた決定を 5 業務日以内に安定化証書保有者及び税務に係る事項を所管する国家行政機関に通知する。

第 20 条 投資契約

- 1 政府は、5000 億トゥグルグを超える金額の投資を行う投資家とその提出した申請に従い活動を展開する環境を安定的に維持する目的のため、投資契約を締結する。
- 2 モンゴル国首相の指示により権限を授与された政府の成員は、投資家と投資契約を締結する。
- 3 投資契約は、第 16 条第 2 項又は第 3 項所定の期間を下回らない期間をもってこれを締結することができる。
- 4 法律に別段の定めのある場合を除き、投資契約には、この法律により定めた投資家に供与する法的保証を授与し、租税環境を安定化させ、調整又は資金供与に係る支援を供与する条件を表示することができる。
- 5 5000 億トゥグルグを超える投資のある安定化証書保有者である法人が自ら申請

を提出する場合には、その者と投資契約を締結することができる。

- 6 投資契約の締結手続は、政府がこれを承認する。
- 7 第4項所定の安定化させる租税の種類については、第14条の定めを反映させる。

第6章 外国国家の所有を伴う法人の投資の実行

第21条 外国国家の所有を伴う法人の投資の実行

1 次の分野において活動に従事するモンゴル国の法人の発行済株式総数の33パーセント以上を外国国家の所有を伴う法人が保有する場合には、認可を取得する。

- (1) 鉱山
- (2) 銀行又は金融
- (3) 出版、情報又は通信

第22条 認可の申請及び申請の受理による決定

1 前条第1項所定の法人は、認可を申請する旨の申請書を直接に、又はモンゴル国における代表事務所若しくは受任代理人を通じて投資に係る事項を所管する国家行政機関に対し提出し、かつ、申請書には、次の文書を添付する。

- (1) 認可申請人である法人の権限を有する登記機関の授与した法人の公証人により証明させた証書の写し
 - (2) 認可申請人である法人、それとの共同利害関係人及びこの項所定の者の執行指導管理部についての登記機関の直近2年の照会回答
 - (3) 外国国家の所有を伴う法人がモンゴル側経済単位と事前に合意した合意書、その種類、条件、合意書への参加当事者、売却する株式の数又は持分保有割合及び契約価格並びに法人の定款又は法人の指導管理部に変更を導入するように合意した場合には、これに関する情報
 - (4) 外国国家の所有を伴う法人及び合意への参加者であるモンゴル側の経済単位の財務諸表及びその説明
 - (5) 認可申請人である法人がモンゴル国において行う投資の計画及びビジネス・プロジェクト
- 2 前項所定の文書は、モンゴル語による。
 - 3 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、申請を精査する過程において認可申請人である法人に対し第1項所定以外の必要な文書を要求することができる。
 - 4 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、第1項所定の要求を満たした申請を受理し、次の状況が生ずるか否かを精査する。
 - (1) 投資家のいずれかの活動又は投資の性質がモンゴル国の国の安全に係る構想に抵触するか否か。
 - (2) 申請人がモンゴル国の法令又はビジネスに係る所定の準則を遵守して履行する条件又は可能性を満たすか否か。
 - (3) 投資が当該分野における競争を制限し、又は優越的地位を生じさせる性質を含むか否か。
 - (4) 投資がモンゴル国の予算収入その他の政策又は活動に重大な影響を及ぼすか否か。
 - 5 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、前項所定の状況が生ずるか否かを精査するのにおいて、関連する機関から意見又は結論を取得することができる。この場合には、当該機関は、事項を30日以内に検討し、意見又は結論を提出し、かつ、当該期間に提出しなかった場合には、個別に与える意見がなかったものとみなす。
 - 6 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、第1項所定の申請を受理した日後45

日以内に決定を發出する。

- 7 投資に係る事項を所管する国家行政機関は、前項所定の決定を發出した後 5 業務日以内に申請人に対し決定について通知する。

第 7 章 その他の規定

第 23 条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 投資に関する法令に違反した場合には、裁判官又は監督機関の権限を有する公務員が次の行政責任を負担させる。

- (1) 不法に文書を作成して安定化証書を取得したと確定された場合には、関連する権限を有する役職員は 1 か月の最低労働賃金額に 25 倍ないし 50 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、法人は 1 か月の最低労働賃金額に 100 倍ないし 200 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科し、納付すべき租税を補足して納付させ、不法に取得した所得を没収する。
- (2) 安定化証書の授与を不法に拒絶し、法律の定め違反して安定化証書を授与し、又は安定化証書を不法に失効させた場合には、故意又は過失のある公務員は、1 か月の最低賃金額に 10 倍ないし 20 倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

- 2 投資家が第 7 条第 2 項第(1)号ないし第(5)号又は第(8)号所定の義務を履行しなかった場合には、監督に係る事項につき責任を負う権限を有する公務員が関連する法令の定めに従い行政責任を負担させる。

第 23 条 法律違反者に引き受けさせるべき責任 (2016 年 9 月 1 日施行)

- 1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪行為の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第 24 条 法律の発効

- 1 この法律は、2013 年 11 月 1 日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)

注：この仮訳はモンゴル語による法令を知るための手がかりとしてのみ作成したものであり、当該法令についていかなる解釈等をも行うためのものではありません。モンゴル法令について正確な理解を求めるためには、当然のことですが、原語による法令によるべきです。